

特集 センター開設30周年

～ 家庭で 地域で 職場で 私らしく輝く生き方を ～

年号 西暦	★センターのあゆみ 滋賀県の動き(条令等)、国(法律)、社会のできごと など
昭和61年 1986	「男女雇用機会均等法」施行 ★11月「滋賀県立婦人センター」設置
平成3年 1991	バブル崩壊
平成7年 1995	阪神淡路大震災 「育児・介護休業法」施行
平成8年 1996	★11月「県立婦人センター開所10周年記念きらめき'96」開催
平成9年 1997	★4月「滋賀県立女性センター」に名称変更 「滋賀県男女共同参画副読本」作成配付開始(県内学校) 「男女雇用機会均等法」改正(差別禁止規定、セクハラ防止等)
平成11年 1999	「男女共同参画社会基本法」施行
平成12年 2000	「介護保険法」施行、「ストーカー規制法」施行
平成13年 2001	「DV防止法」施行
平成14年 2002	「滋賀県男女共同参画推進条例」施行 ★4月「滋賀県立男女共同参画センター」に名称変更 ★6月、愛称を「G-NETしが」に決定
平成18年 2006	★11月「センター開所20周年記念G-NETしがフェスタ」開催
平成23年 2011	東日本大震災 ★10月「滋賀マザーズジョブステーション」開設
平成26年 2014	「CARAT(カラット)滋賀・女性・元気プロジェクト」スタート
平成27年 2015	滋賀県の「イクボス宣言」(知事、副知事、部長等) 「女性活躍推進法」公布、一部施行
平成28年 2016	★11月「センター開設30周年記念G-NETしがフェスタ」開催 「パートナーしがプラン2020」策定



当センターは、婦人センター、女性センター、男女共同参画センターと名称は変わりましたが、この30年間変わることなく県民の皆さまとともに歩んでまいりました。これまで、女性のエンパワーメントと男女共同参画社会の実現を願う熱い思いでセンターを利用し、センターを支え、センターのために力を尽くしていただきました多くの方々から感謝し、厚くお礼を申し上げます。

皆さまが、それぞれのお立場で男女共同参画社会に向けてご活躍いただいていることは大きな成果であり、励みでもあります。

当センターは、これからも固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で男女共同参画の視点を持って、県民の皆さまとともに歩んでまいりたいと願っております。引き続き、皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

滋賀県立男女共同参画センター 所員一同

あの日あの時



▲ 昭和62年、センター開所1周年当時の様子。
「農村婦人フォーラム」をはじめ、「女性学講座」、「男性学講座」などの研修会やスポーツ・文化講座など、当時から幅広い活動が展開されていました。



▲ 「きらめきフェスティバル」(現在はG-NETしがフェスタ) や、各団体による講座など、県民が主体となった取り組みは現在まで続いています。